

特別養護老人ホーム 白朋苑

指定介護老人福祉施設運営規程

(目 的)

第1条 この事業は、居宅における生活への復帰を念頭に置き、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う事により、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようとする事を目的とする。

(運営方針)

第2条 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供し、地域や家族との結び付きを重視することに努める。

(名 称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 特別養護老人ホーム白朋苑
- ② 所在地 横浜市南区大岡5-13-15

(職 員)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 (常勤・兼務)
管理者は従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 2名 (常勤兼務 2名)
生活相談員は入所者の生活状況、家庭状況及び心身の健康状態等について把握し、入所者の各種相談に応じるとともに、生活の向上を図るため適切な助言を行う。
- ③ 介護職員 39名 (常勤 30名、非常勤 9名)
介護職員は、入浴、排泄、食事及び生活全般にわたる援助、介護を行う。
- ④ 看護職員 7名 (常勤 4名、非常勤 3名)
看護職員は、定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、健康の保持、疾病の予防に努める。
- ⑤ 医師 1名 (非常勤)
医師は、入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。
- ⑥ 介護支援専門員 1名 (常勤・兼務)
介護支援専門員は、ケアプラン及びサービスの調整を行う。
- ⑦ 管理栄養士 1名 (常勤兼務)
栄養士は、栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した献立の作成、調理指導を行う。
- ⑧ 調理員 7名 (常勤 4名、非常勤 3名)
調理員は、調理を行う。
- ⑨ 機能訓練指導員 1名 (常勤兼務)
機能訓練指導員は、看護職員が兼務で行い、入所者の減退機能の回復訓練又は機能減退防止の訓練を行う。

⑩ 歯科衛生士 1名 (非常勤)

歯科衛生士は、入所者の口腔衛生及び往診歯科医との連携を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 特別養護老人ホーム白朋苑の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 年中無休とする。
- ② サービス提供時間 24時間

(入所定員)

第6条 特別養護老人ホーム白朋苑の入所定員は、100名とする。

(指定介護老人福祉施設サービスの内容)

第7条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- ① 介護
- ② 食事の提供
- ③ 相談及び援助
- ④ 社会生活上の便宜の供与等
- ⑤ 機能訓練
- ⑥ 健康管理

(利用料等)

第8条 指定介護老人福祉施設の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については別途料金の支払いを受けることができる。

- ① 食材費 2,000円
- ② 居住費（光熱水費） 915円
- ③ その他日常生活費において必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。

(利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者にあたり、次号のいずれかに該当する場合は契約を解除することができる。

- ① 正当な理由なしに指定介護老人福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- ③ 他害行為により、他の利用者を傷つけた場合。
- ④ 平成27年4月1日以降に入所された方で、要介護認定が更新・区分変更等の結果、要介護1、もしくは2と判定された場合において、特別養護老人ホームの入所基準を満たしていないと判断し、退所の準備が整い次第、退所となります。ただし、以下の条件に当てはまるに判断される場合には、この限りではありません。
 - ・認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難である。
 - ・知的障害・精神障害を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難である。

- ・家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められない事により、居宅において日常生活を営む事が困難である。

(緊急時等の対応方法)

第10条 サービス提供に当たり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名： 渡邊 兼正 名 称： 山手台クリニック 所 在 地： 横浜市泉区領家3-2-4 山手台 IK プラザ 2F 連 絡 先： 045-814-6821
協力病院等	名 称： 独立行政法人 地域医療機能推進機構 横浜中央病院 所 在 地： 横浜市中区山下町268 連 絡 先： 045-641-1921
	名 称： 済生会横浜市南部病院 所 在 地： 横浜市港南区港南台3-2-10 連 絡 先： 045-832-1111
	名 称： 康心会汐見台病院 所 在 地： 横浜市磯子区汐見台1-6-5 連 絡 先： 045-761-3581
	名 称： 川平デンタルクリニック 所 在 地： 横浜市磯子区杉田2-1-7 連 絡 先： 045-771-9993

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2. 事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(秘密保持等)

第12条 従業者は、在職中及び退職後も、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 従業者であった者が、在職中及び退職後も、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

3. 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(衛生管理等)

- 第13条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行わなければならない。
2. 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第14条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
2. 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業員から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

- 第15条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し必要な措置を講ずる。
2. 利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 従業者の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 繼続研修 隨時
2. 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

(身体拘束の取り扱い)

- 第17条 身体拘束については、原則として禁止する。入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、「特別養護老人ホーム白朋苑・身体拘束等行動制限についての取扱要領」に従う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第18条 入所者の人権の擁護、虐待防止のため、倫理綱領、行動規範等を定め、職員に周知徹底を図る。虐待防止の普及・啓発するための委員会の設置・指針の策定及び研修を実施し、且つ担当者を選任する。普段から人権意識を高め職員の資質の向上を図る。

附則

- この規程は、平成12年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成13年 1月 1日より施行する。
この規程は、平成14年 6月 1日より施行する。

この規程は、平成15年 8月 8日より施行する。
この規程は、平成16年 7月 1日より施行する。
この規程は、平成17年10月 1日より施行する。
この規程は、平成18年 6月 1日より施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成22年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成23年 6月 2日より施行する。
この規程は、平成23年 8月16日より施行する。
この規程は、平成23年10月 1日より施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成24年 7月 1日より施行する。
この規程は、平成25年 7月16日より施行する。
この規程は、平成25年11月 1日より施行する。
この規程は、平成26年10月 1日より施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日より施行する。
この規程は、平成28年 7月 1日より施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
この規定は、平成30年 4月 1日より施行する。
この規定は、令和元年 10月 1日より施行する。
この規定は、令和2年 12月10日より施行する。
この規定は、令和3年 4月 1日より施行する。
この規定は、令和4年 7月 1日より施行する。
この規定は、令和4年 10月 1日より施行する。
この規定は、令和5年 4月 1日より施行する。
この規定は、令和5年 5月 1日より施行する。
この規定は、令和6年 3月 1日より施行する。
この規定は、令和6年 4月 1日より施行する。
この規定は、令和6年 6月 1日より施行する。
この規定は、令和6年 8月 1日より施行する。
この規定は、令和6年 10月 1日より施行する。
この規定は、令和7年 4月 1日より施行する。

1. 特別養護老人ホーム白朋苑 料金表 1日分

(表示は1割負担です。個人の負担割合に応じ、2割もしくは3割負担となる場合があります)

1日当たり：円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入居者のサービス利用料金	6,314	7,064	7,847	8,597	9,337
2. うち介護保険から給付される金額	5,682	6,357	7,062	7,737	8,403
3. サービス利用に係る自己負担金	632	707	785	860	934
4. 看護体制加算 I					5円
5. 看護体制加算 II					9円
6. 日常生活継続支援加算					39円
7. 夜勤職員配置加算 I					14円
8. 個別機能訓練加算 I					13円
9. 個別機能訓練加算 II					22円（月に1回算定）
10. 個別機能訓練加算 III					22円（月に1回算定）
11. 科学的介護推進体制加算 II					54円（月に1回算定）
12. 安全対策体制加算					22円（入所時に1回限り算定）
13. 褥瘡マネジメント加算 I					4円（対象者のみ、月に1回算定）
14. 褥瘡マネジメント加算 II					14円（対象者のみ、月に1回算定）
15. 褥瘡マネジメント加算 III					11円（対象者のみ、3ヵ月に1回算定）
16. 排せつ支援加算 I					11円（対象者のみ、月に1回算定）
17. 排せつ支援加算 II					16円（対象者のみ、月に1回算定）
18. 排せつ支援加算 III					22円（対象者のみ、月に1回算定）
19. 排せつ支援加算 IV					108円（対象者のみ、6ヵ月を限度に月に1回算定）
20. 療養食加算					7円（対象者のみ、1食毎に1日3回を限度に算定）
21. 経口維持加算 I					429円（対象者のみ、月に1回算定）
22. 経口維持加算 II					108円（対象者のみ、月に1回算定）
23. 口腔衛生管理加算 I					97円（対象者のみ、月に1回算定）
24. 口腔衛生管理加算 II					118円（対象者のみ、月に1回算定）
25. 栄養マネジメント強化加算					12円（対象者のみ算定）
26. 自立支援促進加算					301円（月に1回算定）
27. ADL維持等加算 I					33円（対象者のみ、月に1回算定）

特別養護老人ホーム 白朋苑
令和7年 4月

28. ADL維持等加算II	65円 (対象者のみ、月に1回算定)
29. 看取り介護加算I 死亡日以前31日以上45日以下	78円 (対象者のみ算定)
死亡日以前4日以上30日以下	155円 (対象者のみ算定)
死亡日の前日及び前々日	729円 (対象者のみ算定)
死亡日	1373円 (対象者のみ算定)
30. 若年性認知症入所者受入加算	129円 (対象者のみ算定)
31. 初期加算	33円 (入所時より30日以内に限り算定)
32. 外泊時費用	264円 (入院及び外泊した場合、1月に6回を限度として所定単位数に代えて算定)
33. 再入所時栄養連携加算	215円 (1回を限度に算定)
34. 生産性向上推進体制加算II	11円 (月に1回算定)
35. 介護職員処遇改善加算I	3~32の加算の1月の合計単位数に1,000分の140を掛け合わせた単位数に地域加算を掛けた1割分
36. 食事に係る自己負担額 :	
被保険者第1段階	300円
被保険者第2段階	390円
被保険者第3段階	①650円 ②1,360円
被保険者第4段階	2,000円
37. 居住に係る自己負担額	
被保険者第1段階	0円
被保険者第2段階	430円
被保険者第3段階	①430円 ②430円
被保険者第4段階	915円
38. 自己負担額合計 (3~37の合計額)	利用者被保険者段階による

2. その他の費用 (全額自己負担) ※利用者の希望による

1) 理美容代	(カットのみ) 1回2000円 (顔そりのみ) 1回1000円	利用者の希望によって提供した場合
2) 日用品費	ティッシュペーパー1箱 100円 歯磨き粉 250円 歯ブラシ 150円 モアブラシ 600円 クルリーナ 600円	利用者の希望・選択によって提供した場合 (持参の場合は無料)
3) 出納管理費	ご契約者の金銭の管理は、当苑指定の金融機関に預け入れている通帳で管理させて頂きますが、やむを得ない事情により通帳を預かれない場合は、現金をお預かりして現金管理させていただきます。	1ヶ月あたり2000円 (入院・外泊中も負担あります)
4) 事務手数料	個人情報開示における必要書類の発行、支払証明書の発行については、事務手数料を頂戴いたします。	1枚につき300円

3. 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用 (全額自己負担)

区 分	金 額 (単 位)	内 容 の 説 明
TV等電化製品の持ち込み代	電気代として 700円／月	利用者の希望によって居室にTVを持ち込み、観賞される場合
クラブ利用料 (材料代等)	茶道クラブ 500円／回 料理クラブ 500円／回 書道クラブ 500円／回 生花クラブ 500円 (花2本) 絵手紙クラブ 500円／回	利用者の希望によって参加した場合
喫 茶	実費として一品300円頂きます	利用者の希望によって参加した場合